

三重県知事
一見 勝之 様

鈴鹿青少年の森公園のサッカー場建設は違法、
即時許可取り消しの申し入れ

我々青少年の森を愛する会は8千名を超える署名を持って、去る、1月28日付文書で上記公園の自然を破壊するサッカー場建設を、一営利業者株式会社アンリミテッド（以下、「アンリミテッド」と略称する）に許可したことは、非民主的政策で違法であり取り消すことを求めるとともに、「施設使用料減免申請は公益性があるとは言えず、三重県に財政的損失をもたらし、一民間企業への利益供与のうたがいがあがる」として、県に行政監査請求を行いました。

同時期、1月27日に宇都宮地裁で「サッカー場を設置した会社への使用料免除に強い公共性があると認められず、使用料免除は違法である」と判決が下されているのであります（関係文書別紙添付）。

上記、宇都宮地裁の判決は公園内にサッカー場を建設し無料で使用することを、「民間の営利業者が公園を無料で使用することは違法であると判決した」ことであり、この判決は、まさしく青少年の森公園を使用料免除でアンリミテッドに使用させることを許可したことは違法であることを示したことと同じことであり、我々の主張が正しいことを裏付けるものであります。

従いまして、貴職がアンリミテッドに青少年の森公園にサッカー場設置を使用料免除で許可したことは違法であり、直ちに取り消すことを強く求めるものであります。

尚、貴職が我々の求めを無視し、公園が損壊した後、違法であることが証明された場合、本件に関わる全ての責任は貴職に帰せられることを申し入れておきます。

本件申し入れに対する返答は来る2月4日までにご連絡願います。

令和4年2月2日

三重県鈴鹿市白子本町20-13
鈴鹿青少年の森を愛する会
代表 佐 倉 邁